

1 農地中間管理機構による農地集積・集約化

【36,619(27,771)百万円】

対策のポイント

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化を支援します。

<背景/課題>

- ・現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を更に推進するとともに、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動を支援する必要があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化

21,267(15,469)百万円

(1) 農地中間管理機構事業

5,249(2,483)百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- ① 農地中間管理機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費(農地賃料、保全管理費等)及び事業推進費を支援します。
- ② 農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成を行います。

(2) 機構集積協力金交付事業

13,085(10,043)百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- 担い手の農地利用の増加に資するよう、①まとまった農地を貸し付けた地域、②農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付します。

(3) 機構集積支援事業

2,933(2,943)百万円

遊休農地の所有者の利用意向調査、所有者不明農地等の権利関係調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援します。

2. 農業委員会の活動による農地利用の最適化

18,285(15,245)百万円

(1) 農業委員会交付金

4,718(4,718)百万円

農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付します。

(2) 農地利用最適化交付金

10,042(6,993)百万円

農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付します。

[平成30年度予算概算要求の概要]

- (3) 機構集積支援事業（再掲） 2,933（2,943）百万円
- (4) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 514（514）百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費を負担します。
- (5) 農地調整費交付金 77（77）百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

補助率：定額等
事業実施主体：都道府県、民間団体、農業委員会等

(関連対策)

1. 農地の大区画化等の推進<公共> (農業農村整備事業で実施)
132,849（103,395）百万円
農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担等を求めずに基盤整備事業を実施すること等により、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を促進します。
2. 農地耕作条件改善事業 40,719（23,562）百万円
農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等により、区画拡大等を促進します。
3. 荒廃農地等利活用促進交付金 320（231）百万円
荒廃農地等を再生利用するための雑木除去や土作り等の取組を支援します。
4. 人・農地問題解決加速化支援事業 72（128）百万円
人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動に対して支援します。
5. 経営体育成支援事業 3,750（2,833）百万円
農地中間管理機構を活用して規模拡大を図る経営体をはじめとして、地域の担い手に対し、融資を活用した農業用機械・施設等の導入を支援します。
なお、予算配分に当たっては、農地中間管理機構の活動実績に応じたポイント加算を行います。
6. 強い農業づくり交付金 29,000（20,174）百万円
産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設の整備等を支援します。
なお、予算配分に当たっては、農地中間管理機構と連動した施設整備に対してポイント加算を行います。
7. 次世代施設園芸拡大支援事業 564（501）百万円
農地中間管理機構と連携して農地と施設を一体的に集積する取組を支援します。

8. 果樹農業好循環形成総合対策事業 6,000(5,660)百万円

農地中間管理機構が園地を借り受け、園地整備と改植を行う取組を支援し、ほ場の集約化に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を加算します(加算額:2万円/10a)。

※1 これと併せて、農地中間管理機構が果樹の産地協議会(担い手代表、市町村、生産出荷団体等で構成)に参画するなど、連携強化の取組を推進し、担い手への園地集積と改植等の促進を図ります。

※2 産地の担い手による改植等についても、農地中間管理機構を活用するなど、構造改革に取り組む産地協議会を優先採択します。

お問い合わせ先:

1(1)~(2)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2151)
1(3)、2(3)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2152)
2(1)、(2)、(4)の事業	経営局農地政策課	(03-3592-0305)
2(5)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2153)
関連対策1、2の事業	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)
3の事業	農村振興局地域振興課	(03-6744-2665)
4の事業	経営局経営政策課	(03-6744-0576)
5の事業	経営局就農・女性課	(03-6744-2148)
6の事業	生産局総務課	(03-3502-5945)
7の事業	生産局園芸作物課	(03-3593-6496)
8の事業	生産局園芸作物課	(03-3502-5957)

農地中間管理機構による農地集積・集約化

【平成30年度予算概算要求額：366（278）億円】

1. 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化

【平成30年度予算概算要求額：213（155）億円】

機構集積協力金交付事業
 (機構への農地の出し手に対する支援)
【131（100）億円】
 ※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

(1) 地域に対する支援
 機構にまとまった農地を貸し付ける
 地域に対する支援 (地域集積協力金)

(2) 個々の出し手に対する支援
 ① 経営転換・リタイアする場合の支援
 (経営転換協力金)

② 農地の集積・集約化に協力する場合
 の支援 (耕作者集積協力金)

農地中間管理機構事業
 (農地中間管理機構の業務に対する支援)
【52（25）億円】
 ※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

(1) 事務費
 機構の運営・業務委託に必要な経費
 [定額補助]

(2) 事業費
 ① 農地の賃料
 ② 農地の管理・保全に要する経費
 (土地改良の負担金を含む)

・ 定率補助と農地集積奨励金の2本立て
 ・ 農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、貸付率(機構の貸付面積/機構の借受面積)に応じて段階的に増加するスキーム
 ・ 実質的な在庫負担は、最大で90%

(3) その他
 農地買入等に要する借入資金に係る利子
 助成等

※(3)は都道府県別の基金の対象外

機構集積支援事業
 (農地集積・集約化の基礎業務
 への支援)
【29（29）億円】

遊休農地の所有者の利用意向調査、所有者不明農地等の権利関係調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援

2. 農業委員会の活動による農地利用の最適化

【平成30年度予算概算要求額：183（152）億円】

<p>農業委員会への支援 【177（147）億円の内数】</p>	
<p>(1) 農業委員会交付金 【47（47）億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付 	
<p>(2) 農地利用最適化交付金 【100（70）億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付 <p>※改正農業委員会法に基づく新制度に移行した農業委員会を対象</p>	
<p>(3) 機構集積支援事業 【29（29）億円の内数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊休農地の所有者の利用意向調査、所有者不明農地等の権利関係調査、農地台帳の情報更新等を支援 	

<p>都道府県農業委員会ネットワーク機構への支援 【34（35）億円の内数】</p>	
<p>(1) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 【5（5）億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地法に規定された業務に要する経費を負担（人件費や旅費等について国が負担） 	
<p>(2) 機構集積支援事業 【29（29）億円の内数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援 	
<p>全国農業委員会ネットワーク機構への支援 【29（29）億円の内数】</p>	
<p>機構集積支援事業 【29（29）億円の内数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地情報公開システムの維持管理、都道府県農業委員会ネットワーク機構への研修等を支援 	
<p>農地調整費交付金 【1（1）億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付 	

各都道府県の農地利用最適化交付金に係る報酬条例の整備状況

H29.8.31時点

都道府県名	全農業 委員会数	①		②						①+②		③					
		整備済み	整備予定	A	B	C	整備済み ・整備予定	未整備									
北海道	北海道	170	3	1.8%	13	7.6%	0	0.0%	1	0.6%	12	7.1%	16	9.4%	154	90.6%	
東北	青森	40	11	27.5%	17	42.5%	3	7.5%	10	25.0%	4	10.0%	28	70.0%	12	30.0%	
	岩手	33	10	30.3%	21	63.6%	1	3.0%	7	21.2%	13	39.4%	31	93.9%	2	6.1%	
	宮城	34	9	26.5%	17	50.0%	5	14.7%	6	17.6%	6	17.6%	26	76.5%	8	23.5%	
	秋田	25	4	16.0%	3	12.0%	0	0.0%	1	4.0%	2	8.0%	7	28.0%	18	72.0%	
	山形	35	12	34.3%	6	17.1%	0	0.0%	2	5.7%	4	11.4%	18	51.4%	17	48.6%	
	福島	59	25	42.4%	19	32.2%	2	3.4%	9	15.3%	8	13.6%	44	74.6%	15	25.4%	
関東	茨城	44	14	31.8%	29	65.9%	13	29.5%	5	11.4%	11	25.0%	43	97.7%	1	2.3%	
	栃木	25	9	36.0%	13	52.0%	2	8.0%	2	8.0%	9	36.0%	22	88.0%	3	12.0%	
	群馬	34	7	20.6%	20	58.8%	1	2.9%	2	5.9%	17	50.0%	27	79.4%	7	20.6%	
	埼玉	62	11	17.7%	30	48.4%	6	9.7%	9	14.5%	15	24.2%	41	66.1%	21	33.9%	
	千葉	53	7	13.2%	14	26.4%	2	3.8%	0	0.0%	12	22.6%	21	39.6%	32	60.4%	
	東京	44	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	44	100.0%	
	神奈川	32	1	3.1%	7	21.9%	0	0.0%	1	3.1%	6	18.8%	8	25.0%	24	75.0%	
	山梨	27	19	70.4%	8	29.6%	0	0.0%	1	3.7%	7	25.9%	27	100.0%	0	0.0%	
	長野	77	11	14.3%	32	41.6%	5	6.5%	10	13.0%	17	22.1%	43	55.8%	34	44.2%	
	静岡	35	0	0.0%	24	68.6%	0	0.0%	4	11.4%	20	57.1%	24	68.6%	11	31.4%	
	北陸	新潟	35	8	22.9%	19	54.3%	6	17.1%	1	2.9%	12	34.3%	27	77.1%	8	22.9%
		富山	15	9	60.0%	4	26.7%	1	6.7%	1	6.7%	2	13.3%	13	86.7%	2	13.3%
石川		19	8	42.1%	5	26.3%	1	5.3%	1	5.3%	3	15.8%	13	68.4%	6	31.6%	
福井		17	9	52.9%	7	41.2%	7	41.2%	0	0.0%	0	0.0%	16	94.1%	1	5.9%	
東海	岐阜	42	17	40.5%	7	16.7%	2	4.8%	4	9.5%	1	2.4%	24	57.1%	18	42.9%	
	愛知	54	10	18.5%	4	7.4%	1	1.9%	2	3.7%	1	1.9%	14	25.9%	40	74.1%	
	三重	29	16	55.2%	10	34.5%	2	6.9%	5	17.2%	3	10.3%	26	89.7%	3	10.3%	
近畿	滋賀	19	5	26.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	26.3%	14	73.7%	
	京都	26	11	42.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	11	42.3%	15	57.7%	
	大阪	42	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	42	100.0%	
	兵庫	40	3	7.5%	10	25.0%	0	0.0%	4	10.0%	6	15.0%	13	32.5%	27	67.5%	
	奈良	37	6	16.2%	27	73.0%	3	8.1%	4	10.8%	20	54.1%	33	89.2%	4	10.8%	
	和歌山	30	6	20.0%	2	6.7%	1	3.3%	1	3.3%	0	0.0%	8	26.7%	22	73.3%	
中国 四国	鳥取	19	7	36.8%	8	42.1%	2	10.5%	1	5.3%	5	26.3%	15	78.9%	4	21.1%	
	島根	20	14	70.0%	4	20.0%	1	5.0%	2	10.0%	1	5.0%	18	90.0%	2	10.0%	
	岡山	28	6	21.4%	17	60.7%	2	7.1%	2	7.1%	13	46.4%	23	82.1%	5	17.9%	
	広島	20	5	25.0%	6	30.0%	0	0.0%	1	5.0%	5	25.0%	11	55.0%	9	45.0%	
	山口	18	0	0.0%	9	50.0%	1	5.6%	0	0.0%	8	44.4%	9	50.0%	9	50.0%	
	徳島	24	4	16.7%	12	50.0%	2	8.3%	3	12.5%	7	29.2%	16	66.7%	8	33.3%	
	香川	17	11	64.7%	4	23.5%	0	0.0%	4	23.5%	0	0.0%	15	88.2%	2	11.8%	
	愛媛	20	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	25.0%	15	75.0%	
九州	高知	33	5	15.2%	15	45.5%	2	6.1%	2	6.1%	11	33.3%	20	60.6%	13	39.4%	
	福岡	61	26	42.6%	16	26.2%	0	0.0%	7	11.5%	9	14.8%	42	68.9%	19	31.1%	
	佐賀	20	16	80.0%	4	20.0%	0	0.0%	1	5.0%	3	15.0%	20	100.0%	0	0.0%	
	長崎	21	15	71.4%	5	23.8%	2	9.5%	0	0.0%	3	14.3%	20	95.2%	1	4.8%	
	熊本	45	34	75.6%	9	20.0%	3	6.7%	2	4.4%	4	8.9%	43	95.6%	2	4.4%	
	大分	18	16	88.9%	1	5.6%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	17	94.4%	1	5.6%	
	宮崎	26	10	38.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	38.5%	16	61.5%	
鹿児島	43	26	60.5%	14	32.6%	8	18.6%	2	4.7%	4	9.3%	40	93.0%	3	7.0%		
沖縄	沖縄	38	18	47.4%	13	34.2%	4	10.5%	4	10.5%	5	13.2%	31	81.6%	7	18.4%	
計		1,705	479	28.1%	505	29.6%	92	5.4%	124	7.3%	289	17.0%	984	57.7%	721	42.3%	

注1:「報酬条例」とは、「農地利用最適化交付金に係る報酬条例の手当てについて」(平成28年12月13日付け28経営第2246号農林水産省経営局農地政策課長通知)の別紙に示すような条例イメージなどのように、従来の基礎報酬に、農地利用最適化交付金による活動・成果実績に応じた報酬を上乗せして支払うことが可能となる条例の事です。

注2:整備状況の判断基準は以下のとおり。

- ①整備済み…議会で可決されたもの
- ②整備予定…A:条例(案)が出来ており、上程の目途もついているもの
B:予算・法規担当部局と整備に向けて調整中のもの
C:整備意向はあるが、A又はBに該当しないもの
- ③未整備…整備する意向又は予定のないもの

送信者	就農支援課 <noushien@pref.hiroshima.lg.jp>
送信日時	2017-09-21 08:53
宛先	山本浩 <h-yamamoto86799@pref.hiroshima.lg.jp>, 山家美奈子 <m-yamaga89721@pref.hiroshima.lg.jp>, 松井清人 <k-matsui82930@pref.hiroshima.lg.jp>
件名	Fw: 【機2】農地利用最適化交付金の

----- Original Message -----

From:
To:
Date: 2017-09-20 17:59:09
Subject: 【機2】農地利用最適化交付金の

To: 管内各県農業委員会担当者 様
鳥取県 農林水産部 経営支援課 係長様
島根県 農林水産部 農業経営課 企画員様
岡山県 農林水産部 農村振興課 主幹様
広島県 農林水産局 就農支援課 農地調整G様
山口県 農林水産部 団体指導室 主査様
徳島県 農林水産部 農林水産政策課 主任主事様
香川県 農政水産部 農政課 主任様
愛媛県 農林水産部 農政企画局農政課 専門員様
高知県 農業振興部 農地・担い手対策課 主事様
Cc: 中国四国農政局 農地政策推進課 係長
From: 中国四国農政局 農地政策推進課

いつもお世話になっております。中国四国農政局 農地政策推進課 です。

農地利用最適化交付金の対象となる範囲の例につきまして入手しましたので、お送りします。

なお、図の薄黄色部分は上乗せではないが対象とする部分を示し、桃色部分は上乗せ条例を手当した場合に対象となる部分です。

農林水産省 中国四国農政局
経営・事業支援部 農地政策推進課
課長補佐
〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1
代表電話 086-224-4511 (内2482)

----- Original Message Ends -----

[スケジュールを作成する](#)

添付ファイル

[一括ダウンロード](#)

[農地利用最適化交付金の対象範囲\(例\).xlsx\(61KB\)](#)

農地利用最適化交付金の対象範囲について(例)

	移行前の農業委員等の報酬総額	移行後の農業委員等の報酬総額	最適化交付金の対象
<p>【事例1】 ○委員数20人→24人 ○月額報酬3万円→4万円</p>	<p>720万円 (3万円×20人×12ヶ月)</p>	<p>1,152万円(4万円×24人×12ヶ月) 432万円増額(1,152万円-720万円)</p>	<p>上乗せ(対象) 432万円対象(1,152万円-720万円) 720万円</p>
<p>【事例2】 ○委員数20人→24人 ○月額報酬3万円→3万円</p>	<p>720万円 (3万円×20人×12ヶ月)</p>	<p>864万円(3万円×24人×12ヶ月) 144万円増額(864万円-720万円)</p>	<p>上乗せ(対象) 144万円対象(864万円-720万円) 720万円</p>
<p>【事例3】 ○委員数20人→24人 ○月額報酬3万円→2.5万円</p>	<p>720万円 (3万円×20人×12ヶ月)</p>	<p>720万円(2.5万円×24人×12ヶ月)</p>	<p>上乗せ(対象) 720万円</p>
<p>【事例4】 ○委員数20人→24人 ○月額報酬3万円→2万円</p>	<p>720万円 (3万円×20人×12ヶ月)</p>	<p>576万円(2万円×24人×12ヶ月) 144万円減額(720万円-576万円)</p>	<p>上乗せ(対象) 576万円</p>

【ケース1】委員数が増加した場合

【ケース2】委員数に変更がない場合		
<p>【事例1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員数20人→20人(変更なし) ○月額報酬3万円→4万円 	<p>720万円 (3万円×20人×12ヶ月)</p> <p>↑</p> <p>960万円(4万円×20人×12ヶ月)</p> <p>240万円増額(960万円－720万円)</p> <p>720万円</p>	<p>上乗せ(対象)</p> <p>240万円対象(960万円－720万円)</p> <p>720万円</p>
<p>【事例2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員数20人→20人(変更なし) ○月額報酬3万円→3万円 	<p>720万円 (3万円×20人×12ヶ月)</p> <p>↑</p> <p>720万円(3万円×20人×12ヶ月)</p> <p>720万円</p>	<p>上乗せ(対象)</p> <p>720万円</p>
<p>【事例3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員数20人→20人(変更なし) ○月額報酬3万円→2.5万円 	<p>720万円 (3万円×20人×12ヶ月)</p> <p>↑</p> <p>120万円減額(720万円－600万円)</p> <p>600万円 (2.5万円×20人×12ヶ月)</p>	<p>上乗せ(対象)</p> <p>600万円</p>

【ケース3】委員数が減少した場合		
<p>【事例1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員数20人→18人 ○月額報酬3万円→3万円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>720万円 (3万円 × 20人 × 12ヶ月)</p> </div> <p style="text-align: center;">↑</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>72万円減額(720万円 - 648万円)</p> <p style="text-align: center;">648万円 (3万円 × 18人 × 12ヶ月)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>648万円 (3万円 × 18人 × 12ヶ月)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>上乗せ(対象)</p> <p style="text-align: center;">648万円 (3万円 × 18人 × 12ヶ月)</p> </div>
<p>【事例2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員数20人→18人 ○月額報酬3万円→4万円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>720万円 (3万円 × 20人 × 12ヶ月)</p> </div> <p style="text-align: center;">↑</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>864万円(4万円 × 18人 × 12ヶ月)</p> <p style="text-align: center;">216万円増額(1万円 × 18人 × 12ヶ月)</p> <p style="text-align: center;">648万円(3万円 × 18人 × 12ヶ月)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>上乗せ(対象)</p> <p style="text-align: center;">216万円対象(864万円 - 648万円)</p> <p style="text-align: center;">648万円(3万円 × 18人 × 12ヶ月)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>上乗せ(対象)</p> <p style="text-align: center;">43万円対象(691万円 - 648万円)</p> <p style="text-align: center;">648万円(3万円 × 18人 × 12ヶ月)</p> </div>
<p>【事例3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員数20人→18人 ○月額報酬3万円→3.2万円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>720万円 (3万円 × 20人 × 12ヶ月)</p> </div> <p style="text-align: center;">↑</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>29万円減額(720万円 - (648万円 + 43万円))</p> <p style="text-align: center;">43万円(0.2万円 × 18人 × 12ヶ月)</p> <p style="text-align: center;">648万円(3万円 × 18人 × 12ヶ月)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>上乗せ(対象)</p> <p style="text-align: center;">540万円</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>上乗せ(対象)</p> <p style="text-align: center;">540万円</p> </div>
<p>【事例4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員数20人→18人 ○月額報酬3万円→2.5万円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>720万円 (3万円 × 20人 × 12ヶ月)</p> </div> <p style="text-align: center;">↑</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>180万円減額(720万円 - 540万円)</p> <p style="text-align: center;">648万円(3万円 × 18人 × 12ヶ月)</p> <p style="text-align: center;">540万円(2.5万円 × 18人 × 12ヶ月)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>上乗せ(対象)</p> <p style="text-align: center;">540万円</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>上乗せ(対象)</p> <p style="text-align: center;">540万円</p> </div>

※ 上乗せ委例を手当した場合は対象。